

《法人用》審査申請に必要な書類の照合・提出票

該当箇所には○記入

R 7・8・9

登録履歴有り／初めての登録

法人名称		申請区分	
I D（業者番号）		連絡先	担当者名
申請データの到達番号			電話番号

電子申請を入力・送信後、システムにて書類をアップロードして提出してください。（郵送、持参は不可）

見本・出力 ホームページ	https://www.pref.osaka.lg.jp/o040100/keiyaku_2/e-itaku-shinsei/syorui-houjin.html
-----------------	---

○必ず提出する書類		
No.	法人の必要書類名	説明
1	審査申請に必要な書類の照合・提出票	この照合・提出票で書類確認を行い上段太枠内の必要事項を記入のうえ書類提出時に添付してください。
2	法務局が発行する商業・法人登記の 登記(履歴または現在)事項全部証明書	《発行後3カ月以内のもの》
3	◎大阪府内に事業所を有する方 府税（全税目）の納税証明書 ご注意！全税目の「府税及びその附帯徴収金に未納の額のないこと」の納税証明書が必要です。（金額等が記載された証明書ではありません。）	《発行後3カ月以内のもの》 《全税目》の「府税及びその附帯徴収金に未納の額のないこと」を証明するもの （※各府税事務所で発行できます。※見本は上記ホームページで閲覧可） （注意）証明書の「住所又は所在地」は、大阪府内のものとしてください。
	◎大阪府内に事業所を有しない方 本店管轄の都道府県税の納税証明書	《発行後3カ月以内のもの》 ◎大阪府内に事業所を有しない方は、本店管轄の都道府県税の未納の額のないことの納税証明書に代えます。
4	本店管轄の税務署が発行する 消費税及び地方消費税の納税証明書 （その3）（その3の2、その3の3でも可）	《発行後3カ月以内のもの》 《消費税及び地方消費税について未納の額のないこと》を証明するもの ※証明様式：その3（その3の2、その3の3でも可）※見本は上記ホームページで閲覧可 ※電子納税証明書（PDFファイル）を印刷したものは可
5	貸借対照表・損益計算書 ※連結決算の場合は単体分が必要です。	《最近1カ年のもの（半年決算の場合は2期分）》 ◎営業年数が1年未満の場合「開始貸借対照表」
△電子申請の内容によって提出する書類		
No.	書類名	説明
6	申請欄「総従業員数」が40人以上で、そのうち 常用労働者数が40人以上の事業者の場合 障害者雇用状況報告書(様式第6号)	※「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、常用労働者数（除外率により除外すべき労働者数を控除した数）が40人以上の事業主は報告義務があります。 ※毎年6月1日基準日で本店所在地管轄のハローワークに提出済で最新のものの ※見本は上記ホームページで閲覧可
7	申請欄「氏名」「所在地」等に「当て字」がある場合 外字届	※法人名称・代表者名等にパソコン上で表現できない文字があり「当て字」を使用している場合に必要（様式あり）
△下記に該当する種目に電子申請した場合に提出する書類		
No.	書類名	説明
8	「業の許可・資格等が必要な種目一覧」に該当の場合 許可・資格等の証明書等	※物品、委託役務の一覧は上記ホームページで閲覧可

大阪府契約局使用欄

法人申請		処理内容	処理日	担当
申請区分	物品／委託役務	完了/書類/情報	/	
書類受領日		完了/書類/情報	/	
受付確定日		完了/書類/情報	/	
(備考)		完了/書類/情報	/	
		完了/書類/情報	/	
		完了/書類/情報	/	
		完了/書類/情報	/	